

令和6年4月16日

保護者様

加東市立米田小学校長

感染症による出席停止から再登校する際の取扱いについて

お子さまが感染症にり患された場合、医師から出席停止の指示をされることがあります。感染症が完治し、学校に再登校する際は、下記により「治癒及び登校日報告書」に保護者の方が記入し、学校に提出していただくことになっております。感染拡大防止のため、ご協力よろしく申し上げます。なお、お子さまが体調不良の場合は、健康を最優先に考え、医師への受診をお願いします。

記

- 1 感染症の種類と登校基準【感染症の種類と登校基準を参照】
- 2 「治癒及び登校報告書」(医療機関の診断書や医師による記入は不要です。)
 - ・ 感染症の種類に基づき、3種類（①インフルエンザ、②新型コロナウイルス感染症、③その他の感染症）から選んで記入いただき、再登校時に学校へ提出してください。
 - ・ 学校ホームページからダウンロードしてご使用ください。学校へお知らせいただくと担任から用紙をお渡しすることもできます。
- 3 その他

感染症にり患（疑いを含む）した場合は、法令の規定により学校は「出席停止」となり、「欠席」として扱われません。